

京都市公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則  
を公布する。

平成16年6月30日

京都市人事委員会

委員長 金川 琢郎

京都市人事委員会規則第4号

京都市公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正  
する規則

京都市公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を次のように改  
正する。

第2条第1項第45号を次のように改める。

(45) 独立行政法人都市再生機構

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

(人事委員会事務局調査課)